

第3節 関係法令等に基づく規制の概要とその施行状況

1 大気汚染防止法に基づく規制

「大気汚染防止法（以下「法」という。）」は、昭和37年に制定された「ばい煙の排出の規制等に関する法律」が根本的に再検討され、昭和43年6月に制定されました。しかし、大気汚染の早急な改善と将来にわたる汚染防止の徹底のため、昭和45年12月のいわゆる公害国会において大幅な改正が行われたほか、その後も大気汚染の状況や自動車交通量の増大等の社会情勢の変化等を踏まえ、逐次改正が行われてきました。

法に基づく規制の概要は、次のとおりです。

(1) 法の目的

工場・事業場における事業活動に伴うばい煙[†]及び建築物の解体等に伴う粉じんの排出等を規制すること、有害大気汚染物質対策を推進すること、自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。

(2) 工場・事業場の排出規制等

ア 規制対象施設等

(ア) ばい煙発生施設

硫黄酸化物やばいじん等のばい煙を発生・排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので、ボイラーや金属加熱炉、廃棄物焼却炉等32種類の施設であって、一定規模、能力以上のものが規定されています。

なお、電気工作物、ガス工作物並びに鉱山保安法に規定する建設物及び工作物であるばい煙発生施設等については、それぞれ「電気事業法」、「ガス事業法」及び「鉱山保安法」において規制されています。

(イ) 一般粉じん[†]発生施設

一般粉じんを発生・排出し、または飛散させるもののうち、その施設から排出・飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので、土石等の堆積場やベルトコンベア、破碎機等5種類の施設であって、一定規模以上のものが規定されています。

(ウ) 特定粉じん発生施設

石綿を発生または飛散する施設のうち、解綿用機械や混合機、切断機等9種類の施設であって、一定規模以上のものが規定されています。

(工) 特定粉じん排出等作業

延べ面積が 500 m² 以上の耐火・準耐火建築物を解体・改造・補修する作業で、かつ、作業の対象となる部分に使用されている吹付け石綿の面積が 50 m² 以上であるものが規定されています。

イ 工場・事業場の事故時の措置

事故発生時において、ばい煙発生施設等からばい煙または**特定物質**[†]が大気に排出された場合の応急措置や復旧措置、通報の義務について規定されています。

ウ 自動車排出ガス（単体）規制

自動車排出ガス（一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物等）に係る許容限度について規定されています。なお、自動車からの排出ガス規制については、道路運送車両法で規定されています。

エ 自動車燃料規制

ベンゼン及び硫黄等の自動車燃料の性状に関する許容限度について規定されています。

オ 大気汚染の常時監視

地方公共団体の常時監視、大気汚染緊急時のばい煙の排出制限について規定されています。

カ 有害大気汚染物質対策

ベンゼン等の有害大気汚染物質による被害の未然防止のための措置について規定されており、指定物質排出施設として、有害大気汚染物質のうち、ベンゼン等の**指定物質**[†]を大気中に排出し、または飛散させる乾燥施設や蒸留施設等11種類の施設が規定されています。

(3) 排出基準等**ア 硫酸酸化物**

硫酸酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫酸酸化物の許容量として、 $q = K \times 10^{-3} \cdot H_e^2$ （ q は硫酸酸化物排出量、 H_e は有効煙突高さ）により算出したものです。

K の値は、富山市、高岡市、新湊市、婦中町及び射水郡の区域（昭和49年2月1日における行政区分による）で2.34（昭和49年3月31日までに設置された施設は5.0）、その他の区域では17.5となっています。

イ ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、施設の種類及び規模ごとに定められています。

ウ 有害物質

有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質の濃度について、施設の種類及び規模ごとに定められています。

なお、本県では、これら有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素・弗化水素及び弗化珪素について、富山県公害防止条例により、更に厳しい上乘せ排出基準を設定しています。

エ 粉じん

一般粉じん発生施設については、フードや散水設備、防じんカバーを設置するなどの構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されています。

また、特定粉じんについては、規制基準が工場・事業場の敷地境界における大気中の石綿の濃度として定められています。

オ 有害大気汚染物質（指定物質）

有害大気汚染物質のうち、指定物質については、指定物質排出施設からの排出濃度について、排出施設の種類及び規模ごとに指定物質抑制基準が定められています。

カ 特定粉じん排出等作業

吹付け石綿に係る特定粉じん排出等作業の種類ごとに作業基準が定められています。

(4) 届出状況

ア ばい煙発生施設

16年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表1.3.1のとおりで、総施設数は3,054施設（1,261工場・事業場）であり、種類別では、ボイラーが2,005施設（構成比66%）で最も多く、次いでディーゼル機関274施設（同9%）、金属加熱炉169施設（同5%）の順です。

また、地域別では、富山市824施設（構成比27%）、高岡市511施設（同17%）、新湊市246施設（同8%）であり、この3市で全施設の52%にあたる1,581施設が設置されています。

表 1.3.1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況（17年3月31日現在）

地域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																				計
		1 ボ イ ラ ー	2 加 熱 炉 ・ ガ ス 発 生 炉	3 焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 ・ 煨 焼 炉	4 溶 鋁 炉 ・ 転 炉 ・ 平 炉	5 金 属 溶 解 炉	6 金 属 加 熱 炉	7 石 油 加 熱 炉	8 焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	9 反 応 炉 ・ 直 火 炉	10 乾 燥 炉	11 電 気 炉	12 廃 棄 物 焼 却 炉	13 銅 ・ 鉛 ・ 亜 鉛 精 錬 用 施 設	14 塩 素 ・ 塩 化 水 素 反 応 施 設 等	15 複 合 肥 料 製 造 用 反 応 施 設	16 鉛 の 第 二 次 精 錬 溶 解 炉	17 硝 酸 製 造 用 施 設	18 ガ ス タ ー ビ ン	19 デ イ ー ゼ ル 機 関	20 ガ ス 機 関	
富山市*1	356	596	4	0	0	1	34	10	10	8	9	7	10	1	0	0	0	0	20	113	1	824
高岡市*2	229	315	0	3	1	44	24	0	3	4	15	4	13	0	41	0	0	0	13	31	0	511
新湊市*3	52	125	0	0	0	32	63	0	0	0	4	8	3	0	0	0	0	0	3	8	0	246
魚津市	46	66	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	23	0	0	0	11	15	0	120
氷見市	38	39	0	1	0	13	1	0	1	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	69
滑川市	34	62	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0	75
黒部市	44	99	0	0	0	16	16	0	0	0	8	0	1	2	0	0	0	0	1	19	0	162
砺波市	70	89	0	0	0	13	8	0	0	0	6	0	5	0	0	0	0	0	16	10	0	147
小矢部市	49	64	0	0	0	2	3	0	3	0	7	0	1	0	0	0	0	0	3	7	0	90
南砺市	76	113	0	0	0	1	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	13	0	136
上新川郡*1	34	49	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	9	0	112
中新川郡	50	74	0	0	0	25	5	0	1	0	10	1	5	0	0	0	0	0	2	4	0	127
下新川郡	45	75	0	0	0	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	14	0	104
婦負郡*1	73	134	1	1	0	0	0	2	3	0	16	0	0	0	2	6	0	7	2	7	0	181
射水郡*3	51	84	0	0	0	2	1	0	0	0	3	4	4	0	0	0	0	0	1	13	0	112
西砺波郡*2	14	21	0	0	0	3	7	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	38
合計	1261	2005	5	5	1	161	169	12	74	12	100	24	49	3	66	6	0	7	80	274	1	3054

注 *1は現富山市、*2は現高岡市、*3は現射水市である。（17年11月1日における行政区分による。）

イ 一般粉じん発生施設

16年度末の一般粉じん発生施設の届出状況は、表1.3.2のとおりで、総施設数は1,070施設（243工場・事業場）であり、種類別では、ベルトコンベア・バケットコンベアが369施設（構成比34%）で最も多く、次いで堆積場343施設（同32%）、破砕機・摩砕機293施設（同27%）の順です。

表 1.3.2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況（17年3月31日現在）

地 域	工 場 ・ 事業場数	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 数				計
		堆 積 場	ベルトコンベア・バケットコンベア	破砕機・摩砕機	ふるい	
富山市*1	43	77	20	45	11	153
高岡市*2	29	33	69	30	2	134
新湊市*3	11	25	41	1	2	69
魚津市	15	11	3	15	2	31
氷見市	9	8	12	7	2	29
滑川市	7	7	5	4	1	17
黒部市	10	23	10	26	5	64
砺波市	13	20	10	18	4	52
小矢部市	22	26	8	17	10	61
南砺市	21	25	47	19	4	95
上新川郡*1	7	4	9	13	4	30
中新川郡	20	23	37	45	12	117
下新川郡	13	14	57	24	5	100
婦負郡*1	12	19	35	23	1	78
射水郡*3	8	23	5	4	0	32
西砺波郡*2	3	5	1	2	0	8
合 計	243	343	369	293	65	1,070

注 *1は現富山市、*2は現高岡市、*3は現射水市である。（17年11月1日における行政区分による。）

ウ 特定粉じん排出等作業

16年度の特定粉じん排出等作業の実施届出状況は、表1.3.3のとおりで、総届出数は、20件でした。

表 1.3.3 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施届出状況（17年3月31日現在）

作 業 の 種 類	処 理 の 方 法			合 計
	除 去	囲い込み	封じ込め	
解 体	10 (5)	0	0	10 (5)
改 造 ・ 補 修	10 (7)	0	0	10 (7)
合 計	20 (12)	0	0	20 (12)

注 ()内は旧富山市の届出件数である。

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制

ダイオキシン類問題が、将来にわたって、国民の健康を守り環境を保全するために取組を一層強化しなければならない課題であるとの基本的考え方に基づいて、平成11年3月に、今後の総合的かつ計画的な対策の具体的な指針として、「ダイオキシン対策推進基本指針」が策定されるとともに、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布され、平成12年1月に施行されました。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の概要は、次のとおりです。

(1) 法の目的

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

(2) 排出規制（大気基準適用施設）

ア 規制対象物質

ダイオキシン類〔ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）〕

イ 規制対象施設

アルミニウム合金製造施設や廃棄物焼却炉等5種類の施設であって、一定規模以上のものが規定されています。

ウ 排出基準

ダイオキシン類の排出基準は、排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出削減に係る技術水準を勘案し、施設の種類及び構造に応じて、**表1.3.4**のとおり定められています。

なお、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他燃え殻を処分する場合、それぞれに含まれるダイオキシン類の基準は、3 ng-TEQ/gに規制されています。

表1.34 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の大気排出基準 (単位:ng-TEQ/m³)

号 番号	種 類	規 模 要 件		新設 施設 基準	既 設 施 設 基 準		
					H12.1～ H13.1	H13.1～ H14.11	H14.12～
1	焼結鉱製造用焼結炉(鉄鉄の製造の用に供するものに限る。)	原料処理能力:1t/時以上		0.1		2	1
2	製鋼用電気炉(鋳鋼・鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器定格容量:1,000kVA以上		0.5	基準の適用を 猶予(火格子 面積2m ² 以上 又は焼却能力 が200kg/時以 上の廃棄物焼 却炉及び製鋼 用電気炉につ いては80)	20	5
3	亜鉛回収施設(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉:原料処理能力0.5t/時以上		1		40	10
4	アルミニウム合金製造施設(アルミニウムくずを使用するものに限る。)	焙焼炉、乾燥炉:原料処理能力0.5t/時以上 溶 解 炉:容量1t以上		1		20	5
5	廃棄物焼却炉	火床面積:0.5m ² 以上 又は 焼却能力:50kg/時以上	4t/時以上	0.1		80	1
			2t/時 ～4t/時	1	5		
			2t/時未満	5			

注1 既設施設とは、平成12年1月15日現在、既に設置(設置の工事がされているものを含む。)されているものをいう。

2 既設施設のうち、第2号製鋼用電気炉、第5号廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/時以上)で平成9年12月2日以降設置の工事が着手されたものについては、新設設置基準が適用される。

(3) 届出施設

16年度末の大気基準適用施設の届出状況については、表13.5のとおり、総施設数は191施設（141工場・事業場）であり、種類別では、廃棄物焼却炉が141施設（構成比74%）と最も多く、次いでアルミニウム合金製造施設が47施設（構成比25%）の順です。

表13.5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出状況（17年3月31日現在）

地 域	工 場・ 事業場数	大 気 基 準 適 用 施 設 数			
		製鋼用電気炉	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉	計
富 山 市* ¹	21	2	3	20	25
高 岡 市* ²	21		18	19	37
新 湊 市* ³	11	1	16	7	24
魚 津 市	3			3	3
氷 見 市	4		1	4	5
滑 川 市	2			2	2
黒 部 市	8		4	5	9
砺 波 市	12			13	13
小 矢 部 市	6		1	5	6
南 砺 市	19		1	18	19
上 新 川 郡* ¹	3			3	3
中 新 川 郡	5			9	9
下 新 川 郡	5			6	6
婦 負 郡* ¹	11			14	14
射 水 郡* ³	5			8	8
西 砺 波 郡* ²	5		3	5	8
計	141	3	47	141	191

注 *¹は現富山市、*²は現高岡市、*³は現射水市である。（17年11月1日における行政区分による。）

3 フロン回収破壊法に基づく規制

オゾン層の保護や地球温暖化の防止のため、その原因となるフロン類[†]の使用削減や廃棄製品に冷媒として使用されているフロン類の回収及び破壊を行うなど、フロン類の大気中への排出を抑制する必要があります。

これを踏まえ、フロン類が使用されている業務用冷凍空調機器及びカーエアコンの廃棄の際におけるフロン類の適切な回収・破壊等を推進するため、平成13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定・公布され、14年4月に本格施行されました。

フロン回収破壊法に基づく規制の概要は、次のとおりです。

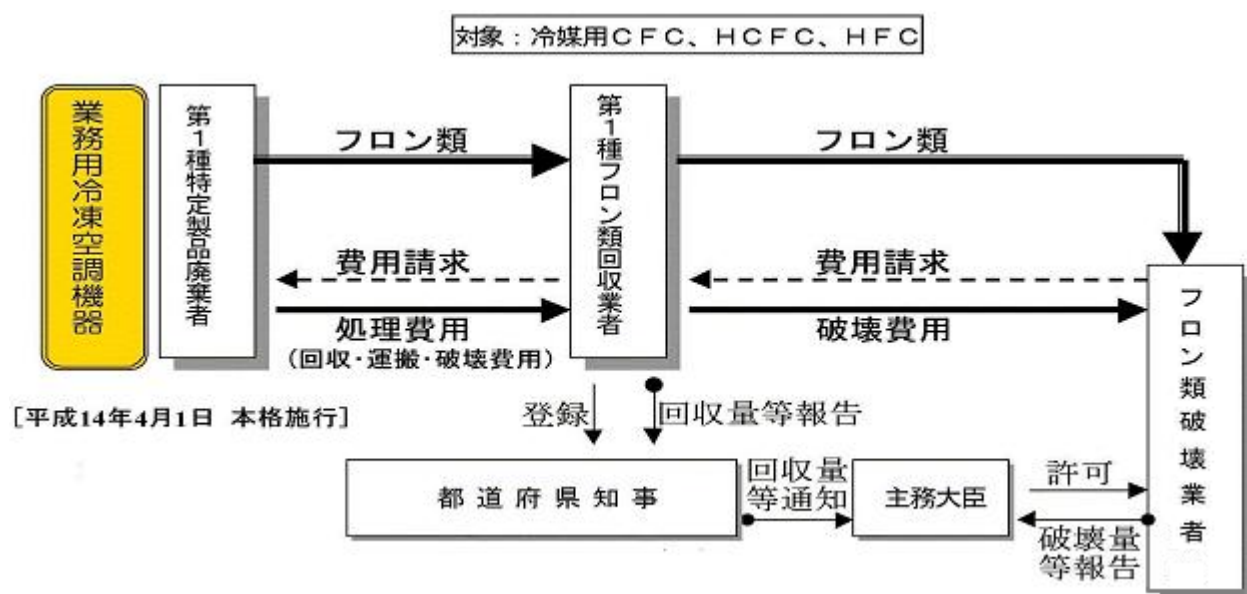
(1) 法の目的

フロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収・破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、フロン類の回収・破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。

(2) 法体系の概要

フロン回収破壊法のシステムは、**図 1.3.1** のとおりです。

図 1.3.1 フロン回収破壊法のシステム



注 第2種特定製品（カーエアコン）からのフロン回収については、平成17年1月1日から自動車リサイクル法に移行された。

ア 規制対象物質等

(ア) フロン類

フロン類とは、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」で定める、クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）並びに「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」で定めるハイドロフルオロカーボン（HFC）であり、これらのオゾン破壊係数等は、**表 1.3.6** のとおりです。このうち、CFCはオゾン破壊係数が最も大きく、一方、代替フロンであるHFCは、オゾン破壊係数がゼロです。

表 1.3.6 フロン回収破壊法におけるフロン類の種類

名 称	オゾン破壊係数	地球温暖化係数	主 な 用 途
クロロフルオロ カーボン (CFC)	0.6～1.0 〔 CFC-11 1.0 CFC-12 1.0 CFC-113 0.9 〕	4600～14000 〔 CFC-11 4600 CFC-12 10600 CFC-113 6000 〕	電気冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調 機器、発泡剤、洗浄剤
ハイドロクロロ フルオロカーボン (HCFC)	0.01～0.552 〔 HCFC-22 0.055 HCFC-142b 0.066 〕	120～2400 〔 HCFC-22 1700 HCFC-142b 2400 〕	ルームエアコン、業務用冷凍空調機器、発泡 剤、洗浄剤
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	0	12～12000 〔 HFC-134a 1300 〕	電気冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍機、 発泡剤

注 1 オゾン破壊係数は、CFC-11 の単位重量あたりのオゾン破壊効果を 1 とした場合の相対値である。

2 地球温暖化係数は、二酸化炭素の単位重量あたりの地球温暖化効果を 1 とした場合の相対値で、この表では積分期間 100 年の値を示した。

イ 特定製品

(ア) 第一種特定製品

業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充てんされているエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む。）が規定されています。

ウ フロン類回収業者の登録等

フロン回収破壊法では、廃棄される第一種特定製品からのフロン類の回収を業として行おうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。

また、フロン類回収業者は、フロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守しなければなりません。

エ フロン類破壊業者の許可等

特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければなりません。また、フロン類破壊業者は、フロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければなりません。

オ その他の責務等

(ア) 事業者等の責務

事業者、フロン類又は特定製品の製造業者、国民、国及び地方公共団体は、特定製品が廃棄される際のフロン類の適正かつ確実な回収・破壊の促進、フロン類に代替する物質及びその物質を使用した製品の開発その他特定製品に使用されているフロン類の排出抑制のためのそれぞれの責務を果たすよう努めなければなりません。

(イ) 第一種特定製品からのフロン類回収に関する義務

第一種特定製品廃棄者は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、また、第一種フロン類回収業者はそのフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡さなければなりません。

(ウ) フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはなりません。

(3) 第一種フロン類回収業者の登録状況

本県における16年度末の第一種フロン類回収業者の登録者数は、表1.3.7の事業者とおります。

表 1.3.7 フロン回収破壊法に基づくフロン類回収業者等の登録状況（17年3月31日現在）

フロン類回収業者等の種類	登録者数
第一種フロン類回収業者	168

4 自動車リサイクル法に基づく規制

使用済自動車のカーエアコンについては、これまでフロン回収破壊法によりフロン類の回収が義務付けられ、使用済自動車のカーエアコンを引き取る事業者やフロン類を回収する事業者の登録等が行われていましたが、平成17年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が本格施行され、カーエアコンからのフロン類回収の枠組みは自動車リサイクル法に引き継がれ、使用済自動車全体のリサイクルと一体的に扱われることになりました。

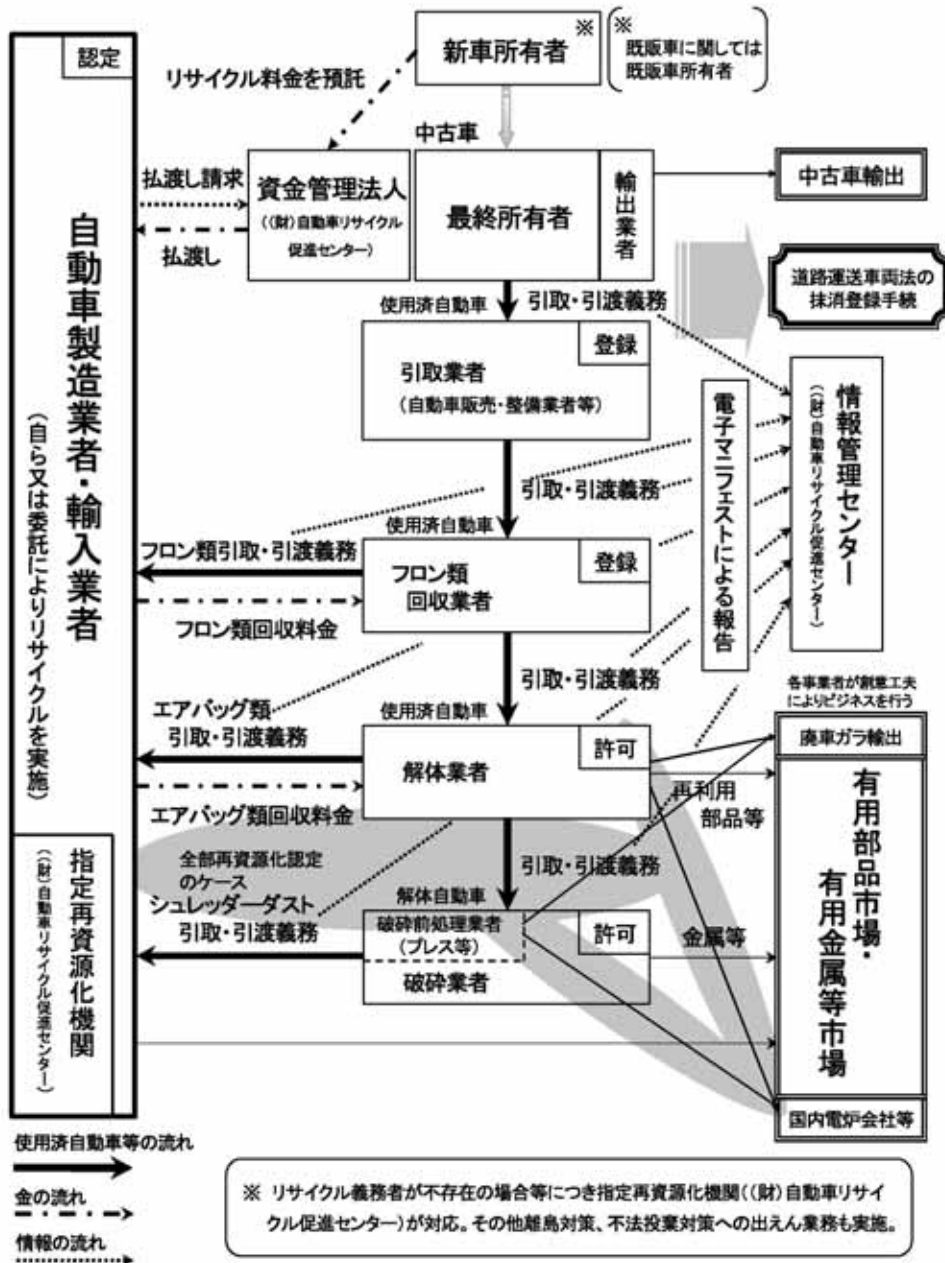
(1) 法の目的

自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(2) 法体系の概要

自動車リサイクル法のシステムは、図1.3.2のとおりです。

図1.3.2 自動車リサイクル法のシステム



ア 使用済自動車からのフロン類回収に関する義務

(ア) 自動車所有者

自動車を廃車にする際、当該使用済自動車を引取業者に引き渡さなければなりません。

(イ) 引取業者

自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類が充填されたカーエアコンの有無を確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者に引き渡さなければなりません。

(ウ) フロン類回収業者

引取業者から使用済自動車を引き取り、カーエアコンのフロン類を回収し、自動車製造業者等に引き渡さなければなりません。

(エ) 自動車製造業者等

フロン類回収業者から自らが製造等をした自動車に係るフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡さなければなりません。

(3) フロン類回収業者等の登録状況

自動車リサイクル法では、引取業、フロン類回収業を行おうとするものは、業務を行う事務所所在地が富山市を除く市町村の場合は富山県知事、富山市の場合は富山市長の登録を受けなければなりません。

本県における16年度末のフロン類回収業者等の登録状況は、表1.3.8のとおりです。

表 1.3.8 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録状況（17年3月31日現在）

フロン類回収業者等の種類	登録者数
引 取 業 者	1,123
フ ロ ン 類 回 収 業 者	313

5 富山県公害防止条例に基づく規制（大気関係）

(1) 富山県公害防止条例の目的

富山県公害防止条例（昭和45年6月制定。以下「条例」という。）は、富山県環境基本条例（平成7年12月制定）に定める環境の保全及び創造についての基本理念に則り、法令に特別の定めがあるものを除き、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 工場・事業場の排出規制等

ア 規制地域

富山県内全域

イ 規制対象物質・施設等

(ア) 規制物質

ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質）、粉じん及び有害ガス[†]

(イ) 特定施設**a ばい煙に係る特定施設**

製鉄、製鋼または合金鉄若しくはカーバイド製造の用に供する電気炉等 18 種類の施設であって、一定規模、能力以上のものが規定されています。

b 粉じんまたは有害ガスに係る特定施設

粉じんまたは有害ガスを発生する施設で、かつ工場等に常時用いる粉塊運搬用コンベア若しくは粉末である原料、中間体、製品及び廃棄物の貯蔵、堆積場等 12 区分の用途に応じた 73 種類の施設が規定されています。

(3) 規制基準等

大気汚染等に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいいます。

ア 規制基準

特定施設または事業場から発生し、または排出されるばい煙等の濃度等について許容限度（規制基準）が定められています。

(ア) ばい煙及び有害物質の規制基準

ばい煙のうち、ばいじんに係る規制基準は、特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される濃度として、特定施設の用途及び規模ごとに定められています。

有害物質のうち、塩素、塩化水素及び弗素、弗化水素及び弗化珪素に係る規制基準は、特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質の濃度として、特定施設の種類ごとに定められています。

(イ) 粉じんまたは有害ガスに係る規制基準

有害ガスのうち、アンモニアまたは硫化水素に係る規制基準は、特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される濃度として定められています。

カドミウム及びカドミウム化合物については、工場等の敷地境界線上の濃度として定められています。

それ以外の粉じんまたは有害ガスについては、工場等の周辺の人々の健康または生活環境に被害を与えないと認められる程度とされています。

イ 測定義務

特定物質（水銀または水銀化合物、ばいじん、弗素、弗化水素及び弗化珪素）に係る特定施設を設置している者は、当該特定施設から発生し、または排出される特定物質の濃度等を測定し、その結果を記録するとともに、知事に報告しなければなりません。

ウ 公害の防止の緊急措置

知事は、特別の事情の発生により、著しい公害が発生し、または発生するおそれがあるため緊急に対策を講ずることが特に必要であると認めるときは、その原因となるばい煙等を発生し、または排出する者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができます。

エ 事前協議

工場等を新設し、または増設しようとする事業者は、当該工場等が公害を発生させるおそれがあるものであるときは、あらかじめ、公害の発生の防止について県及び関係市町村と十分協議するものとされています。

(4) 届出工場・事業場

16年度末の条例に基づく特定施設を設置する工場・事業場の届出状況は、表1.3.9のとおりで、種類別では、粉じんまたは有害ガスに係るものが1,745工場・事業場（構成比96%）で、ばい煙に係るものが78工場・事業場（同4%）となっています。

表1.3.9 条例に基づく特定施設設置工場・事業場の届出状況

(17年3月31日現在)

地 域	特定施設設置工場・事業場数			地 域	特定施設設置工場・事業場数		
	ばい煙	粉じんまたは有害ガス	計		ばい煙	粉じんまたは有害ガス	計
富山市*1	8	271	279	南 砺 市	3	115	118
高岡市*2	13	735	748	上新川郡*1	0	23	23
新湊市*3	5	65	70	中新川郡	1	39	40
魚津市	2	31	33	下新川郡	3	24	27
氷見市	3	36	39	婦負郡*1	3	87	90
滑川市	1	47	48	射水郡*3	3	32	35
黒部市	1	52	53	西砺波郡*2	0	14	14
砺波市	31	127	158	計	78	1,745	1,823
小矢部市	1	47	48				

注 *1は現富山市、*2は現高岡市、*3は現射水市である。(17年11月1日における行政区分による。)

6 大気環境計画（ブルースカイ計画）の改定

(1) 計画の基本的考え方

ア 趣旨

県では、大気環境を保全し、きれいな空気を維持していくため、昭和48年2月に全国に先駆けて大気環境計画(ブルースカイ計画)を策定し、社会情勢の変化に伴い、逐次改定を行いながら推進してきました。

しかしながら、近年、新たな課題として、光化学オキシダントの原因物質である化学物質の規制強化や県民のニーズが高い自動車排出ガス問題などへの対応が求められていることから、平成17年3月に改定しました。

本計画では、これまでの目標である“安全で健康な大気環境の確保”に加え、快適な大気環境を実現するため“快適な大気環境の創造”を新たな目標とし、化学物質排出量の削減の推進やエコドライブ[†]の推進など、新しい施策を展開します。

イ 計画目標

計画の目標は、環境基本計画の主旨を勘案して、「安全で健康な大気環境の確保」及び「快適な大気環境の創造」とします。

なお、具体的な目標は表1.3.10のとおりです。

表 1.3.10 計画の具体的な目標

「安全で健康な大気環境の確保」具体的な目標

※新たな追加物質

物質	環 境 上 の 条 件	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	環 境 基 準
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること	
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
※ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること	
※アクリロニトリル	1年平均値が2 μg*/m ³ 以下であること	指 針 値
※塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 μg/m ³ 以下であること	
※水銀及びその化合物	1年平均値が0.04 μg Hg/m ³ 以下であること	
※ニッケル化合物	1年平均値が0.025 μg Ni/m ³ 以下であること	

「快適な大気環境の創造」具体的な目標

全	県	域	悪臭のない快適な環境の実現
	かおり風景100選選定地域		心地よいかおりを感じることができる快適な環境の創造

ウ 計画期間

本計画の期間は、平成17年度から21年度までとし、この間の施策を明らかにすることとします。

ただし、今後の大気環境に関する課題、経済社会状況の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直します。

エ 対象地域

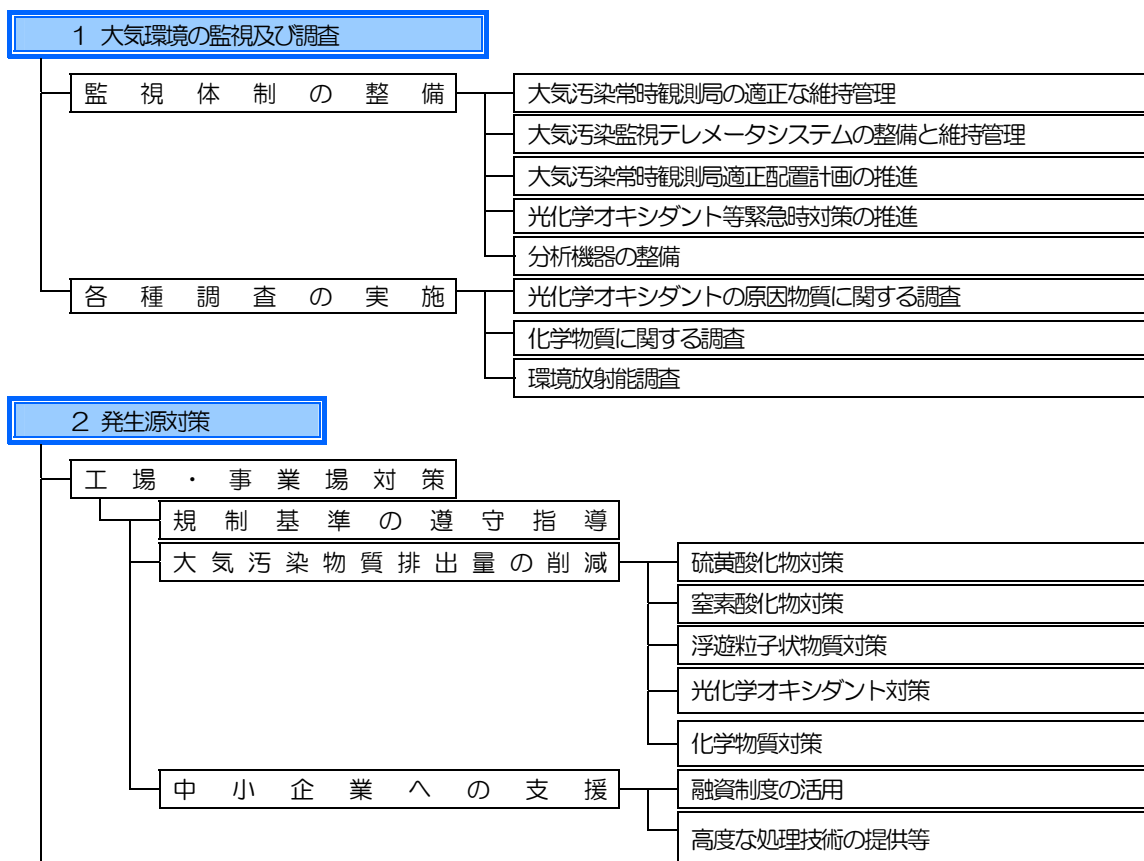
富山県全域とします。

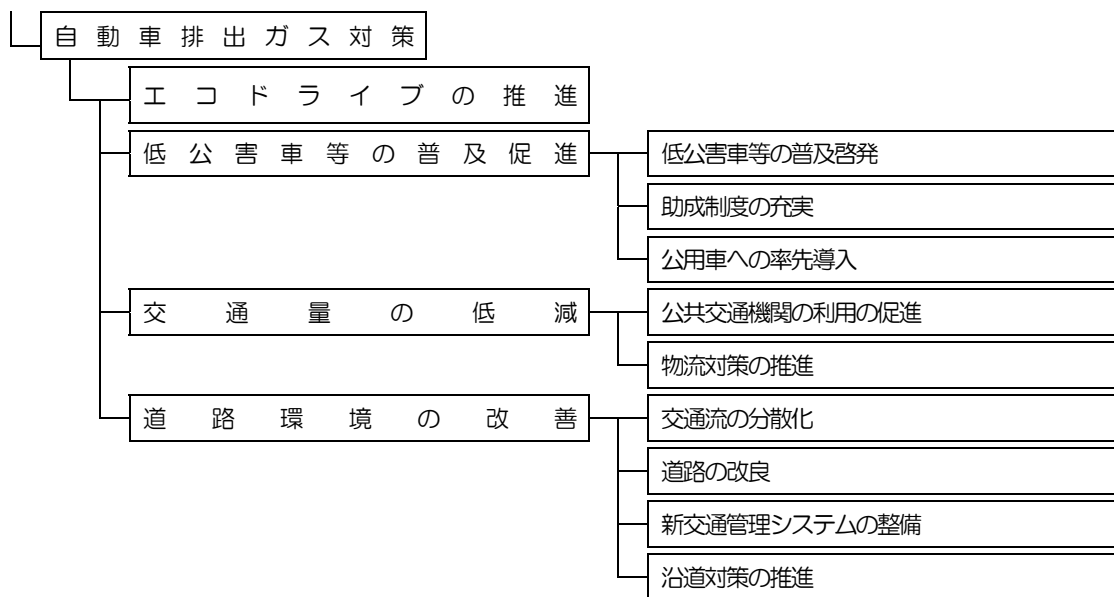
(2) 計画の推進施策

本県における大気汚染の諸課題に対応するための施策の体系は次のとおりとするとともに、これらの施策を総合的、計画的に展開します。

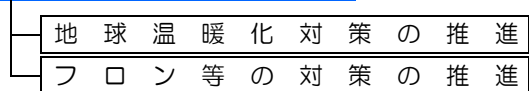
【施策の体系】

「安全で健康な大気環境の確保」

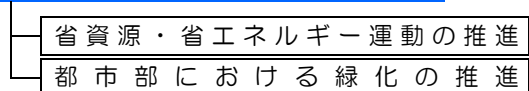




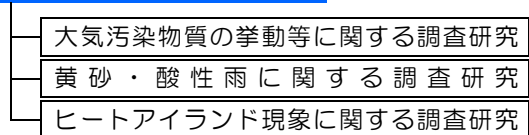
3 地球環境保全対策



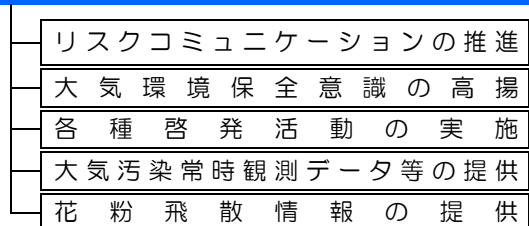
4 大気環境保全関連施策



5 調査研究の推進

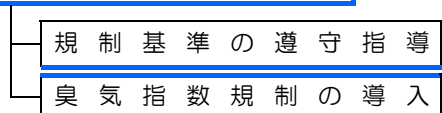


6 環境教育の推進及び環境関連情報の提供

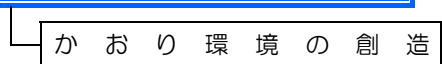


「快適な大気環境の創造」

1 工場・事業場対策



2 快適なかおり環境の創造



ア 安全で健康な大気環境の確保

(ア) 大気環境の監視及び調査

大気汚染状況の常時監視による環境基準の達成状況の把握、緊急時対応及び大気汚染物質の実態の調査を行います。

(イ) 発生源対策

工場・事業場からの大気汚染物質排出量等の削減及び自動車排出ガスの削減を図ります。

(ウ) 地球環境保全対策

地球環境の保全について、県民や事業者をはじめとするあらゆる主体の参加と国際的な協力のもとに、地球温暖化対策やフロン等の対策を推進します。

(エ) 大気環境保全関連施策

大気環境の保全に関連して、省資源・省エネルギー運動や、都市部における緑化を推進します。

(オ) 調査研究の推進

大気汚染物質の挙動等、黄砂・酸性雨及びヒートアイランドに関する調査研究を推進します。

(カ) 環境教育の推進及び環境関連情報の提供

リスクコミュニケーションの推進や花粉飛散情報など環境関連情報を提供します。

イ 快適な大気環境の創造

(ア) 工場・事業場対策

悪臭防止技術の指導を行うとともに、市町村の意見を聴いたうえで嗅覚測定法による臭気指数規制の導入を図ります。

(イ) 快適なかおり環境の創造

環境省の「かおり風景 100 選」に選定された「富山の和漢薬のかおり」、「砺波平野のチューリップ」及び「黒部峡谷の原生林」をインターネットや広報誌などで広く県民に周知し、かおり環境の保全意識の高揚を図ります。

(3) 計画の推進体制

ア 県民・NPO、事業者及び行政の役割

(ア) 県民・NPO

日常生活に伴う大気環境への負荷の低減や身近な大気環境の保全及び創造に努めるとともに、各種環境保全施策の推進に協力するものとします。

(イ) 事業者

自らの活動が地域や地球の環境に大きな関わりを有していることを自覚し、大気環境保全に配慮した活動を行うとともに、県・市町村が実施する施策に協力するものとします。

(ウ) 県

長期的展望に立って市町村、事業者及び県民と連携・協力して大気環境の保全に関する総合的な施策の展開を図ります。

(エ) 市町村

地域特性を活かし、地域住民の協力のもとに大気環境の保全に関する施策を推進するとともに、県が実施する各種施策に協力するものとします。

イ 推進体制の整備

この計画に掲げた各種施策を適正かつ着実に実行するため、事業者、関係団体及び行政機関等で構成する「大気環境計画推進協議会」において、引続き本計画の総合的かつ効率的な推進を図るとともに、新たに自動車排出ガス対策を推進するため、県民・NPO、事業者及び行政とが一体となったエコドライブの推進や低公害車の導入を図ります。

7 大気汚染常時観測局適正配置計画

県では、平成14年3月の富山県環境審議会の答申を踏まえ、観測局の効率的、計画的な配置を盛り込んだ「大気汚染常時観測局適正配置計画」を平成14年8月に策定しました。計画の概要は、次のとおりであり、平成15年度から24年度までに実施します。

(1) 一般環境観測局

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについては既存の25局を存続し、二酸化硫黄及び二酸化窒素については、それぞれ16局及び17局に集約します。

(2) 自動車排出ガス観測局

自動車交通量の増大から、16年度に観測局を1局増設（小杉下条）するとともに、既存の観測局をより交通量の多い沿線に移設（高岡広小路→高岡大坪）しました。

また、計画に基づく観測局の整備は表1.3.11のとおりです。

表 1.3.11 大気汚染常時観測局適正配置計画に基づく観測局の整備

観測局の区分	項目	観測局名
一般環境 観測局	二酸化硫黄	存続 富山岩瀬、富山芝園、富山蜷川、婦中速星、高岡伏木、高岡本丸、新湊三日曾根、新湊海老江、小杉太閤山、魚津、黒部植木、滑川大崎野、入善、氷見、小矢部、福野
		廃止 富山水橋、富山神明、高岡能町、高岡戸出、高岡波岡、新湊今井、滑川上島、砺波、福岡
	二酸化窒素	存続 富山岩瀬、富山芝園、婦中速星、高岡伏木、高岡本丸、高岡戸出、高岡波岡、新湊三日曾根、新湊海老江、小杉太閤山、魚津、黒部植木、滑川大崎野、入善、氷見、小矢部、福野
		廃止 富山水橋、富山神明、富山蜷川、高岡能町、新湊今井、滑川上島、砺波、福岡
	浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	現行の25局を存続
自動車排出 ガス観測局	観測局の存続	富山城址、富山豊田、黒部前沢、婦中田島、小杉鷲塚
	観測局の移設	高岡広小路から高岡大坪に移設
	観測局の新設	小杉下条

8 富山県大気汚染緊急時対策要綱に基づく緊急時の措置等

大気汚染防止法には、大気汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に被害が生ずるおそれのある場合に、その対策として大気汚染緊急時の措置をとることが規定されています。

これに基づき、県では昭和46年度に硫黄酸化物について「富山県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、昭和49年度には対象物質として光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素を追加しました。

また、近年、沿岸部や山間部でも光化学オキシダントが高くなることから、平成15年2月に要綱を改正し、緊急時の措置の適用地域を、これまでの富山地区及び高岡・新湊地区から県内全域に拡大しました。要綱の概要は次のとおりです。

(1) 適用地域（平成17年11月1日現在）

ア 富山地域

富山市、滑川市、中新川郡の区域

イ 高岡・射水地域

高岡市、氷見市、射水市の区域

ウ 新川地域

魚津市、黒部市及び下新川郡の区域

エ 砺波・小矢部地域

砺波市、小矢部市、南砺市の区域

(2) 対象物質

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素

(3) 緊急時の種類

情報、注意報、警報及び重大警報

(4) 緊急時の発令基準

緊急時の発令基準は表 1.3.12 のとおりであり、発令は、適用地域ごとに行います。適用地域内の 1 局以上の観測局において、対象物質の濃度の状態が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状態が継続すると認められる場合にその適用地域に対して発令します。

表 1.3.12 緊急時の発令基準

緊急時の種類 対象物質	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫 黄 酸 化 物	0.2 ppm 以上 2 時間 0.3 ppm 以上	0.2 ppm 以上 3 時間 0.3 ppm 以上 2 時間 0.5 ppm 以上 48 時間平均値が 0.15 ppm 以上	0.5 ppm 以上 2 時間	0.5 ppm 以上 3 時間 0.7 ppm 以上 2 時間
光化学オキシダント	0.10 ppm 以上	0.12 ppm 以上	0.24 ppm 以上	0.40 ppm 以上
浮遊粒子状物質	2.0 mg/m ³ 以上	2.0 mg/m ³ 以上 2 時間	—	3.0 mg/m ³ 以上 3 時間
二酸化窒素	0.4 ppm 以上	0.5 ppm 以上	—	1.0 ppm 以上

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

(5) 緊急時の措置

緊急時の措置は表 1.3.13 のとおりであり、緊急時の種類に応じて次のような措置を適切に講じます。

- ・ 緊急時協力工場に対しては、ばい煙排出量削減を要請する。
- ・ 一般住民に対しては、テレビ、ラジオ等により、また学校に対しては県庁関係課、市町村を通じ、緊急時が発令されたことを知らせるとともに、屋外になるべく出ないよう協力を求める。
- ・ 光化学オキシダント等自動車排出ガスに起因する物質による発令の場合は、自動車の運転者に対して、発令地域内の自動車の運行を差し控えるよう協力を求める。
- ・ 健康被害があった場合、厚生センター（富山市においては保健所）は、被害者の救済のための救急措置を講じる。

表 1.3.13 緊急時の措置

物質	緊急時の種類	措 置		
		一 般	緊急時協力工場	自 動 車 等
硫黄酸化物	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請する。	・ 不要不急の燃焼を自粛すると共に注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請する。	
	注意報	”	・ 通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減するよう勧告する。	
	警報	”	・ 通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減するよう勧告する。	
	重大警報	”	・ 硫黄酸化物排出許容量の80%以上削減するよう命令する。	
光化学オキシダント	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。 ・ 次の事項について注意するよう周知する。 (1)屋外になるべく出ないようにする。 (2)屋外運動はさしひかえるようにする。 (3)光化学スモッグの被害を受けた人は、もよりの厚生センター（保健所）に連絡する。	・ 不要不急の燃焼を自粛すると共に注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請する。	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	注意報	”	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告する。	”
	警報	”	・ 燃料使用量等を通常使用量の30%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告する。	”
	重大警報	”	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令する。	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。
浮遊粒子状物質	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。	・ 不要不急の燃焼を自粛すると共に注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請する。	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	注意報	”	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告する。	”
	重大警報	”	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令する。	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。
一酸化窒素	情報	・ ばい煙を排出する者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。	・ 不要不急の燃焼を自粛すると共に注意報等の発令に備えて、注意報等の措置が行える体制をとることを要請する。	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	注意報	”	・ 燃料使用量等を通常使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告する。	”
	重大警報	”	・ 燃料使用量等を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令する。	・ 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 ・ 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

(6) 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

光化学オキシダントに係る16年度までの緊急時発令状況は、表1.3.14のとおりで、16年度については、富山、高岡・射水及び新川地域の3地域において、注意報を過去最多の2回発令しました。

表1.3.14 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

年度	月日	地区・地域	種類	時間	発令局及び最高濃度		
昭和51	5.11	高岡・新湊	情報	13:20~17:50	伏木一宮 0.128ppm		
52	8.19	〃	〃	12:15~16:15	伏木一宮 0.118ppm		
53	5.26	高岡・新湊 富山	注意報 情報	12:30~14:30	高岡本丸 0.126ppm		
					呉羽 0.100ppm		
	6.3	高岡・新湊	〃	12:30~14:15	高岡本丸 0.102ppm ; 高岡波岡 0.116ppm		
	6.8	〃	〃	12:15~19:00	高岡本丸 0.107ppm ; 高岡波岡 0.116ppm		
	6.9	〃	〃	11:15~14:15	高岡本丸 0.103ppm ; 高岡波岡 0.100ppm		
7.30	富山	〃	13:15~15:15	呉羽 0.106ppm			
平成2	4.12	高岡・新湊	〃	13:22~18:23	新湊三日曾根 0.120ppm ; 高岡伏木 0.102ppm		
3	9.5	高岡・新湊	〃	13:20~15:20	新湊三日曾根 0.114ppm		
7	6.30	富山、高岡・新湊	注意報	14:20~17:15	婦中速星 0.124ppm ; 新湊海老江 0.121ppm		
14	6.8	滑川市	注意報	12:20~14:10	滑川上島 0.129ppm ; 滑川大崎野 0.127ppm		
16	6.5	富山	注意報	12:10~19:20	富山水橋 0.127ppm ; 富山岩瀬 0.124ppm		
					富山芝園 0.129ppm ; 富山神明 0.133ppm		
					富山蝸川 0.127ppm		
	6.5	高岡・射水	〃	13:10~19:40	高岡本丸 0.121ppm ; 新湊三日曾根 0.127ppm		
					新湊今井 0.123ppm ; 新湊海老江 0.124ppm		
					小杉太閤山 0.122ppm		
	6.5	新川	〃	13:10~19:20	魚津 0.122ppm ; 黒部植木 0.124ppm		
					入善 0.134ppm		
7.24	富山	〃	14:10~16:10	富山水橋 0.120ppm			
				高岡・射水	〃	13:15~15:10	新湊海老江 0.123ppm
				新川	〃	14:10~16:10	魚津 0.121ppm

9 スパイクタイヤ規制法に基づく規制

スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、健康と生活環境を保全するため、平成2年6月に「スパイクタイヤ粉じんの発生を防止に関する法律（スパイクタイヤ規制法）」が施行されました。スパイクタイヤ規制法に基づく規制の概要は、次のとおりです。

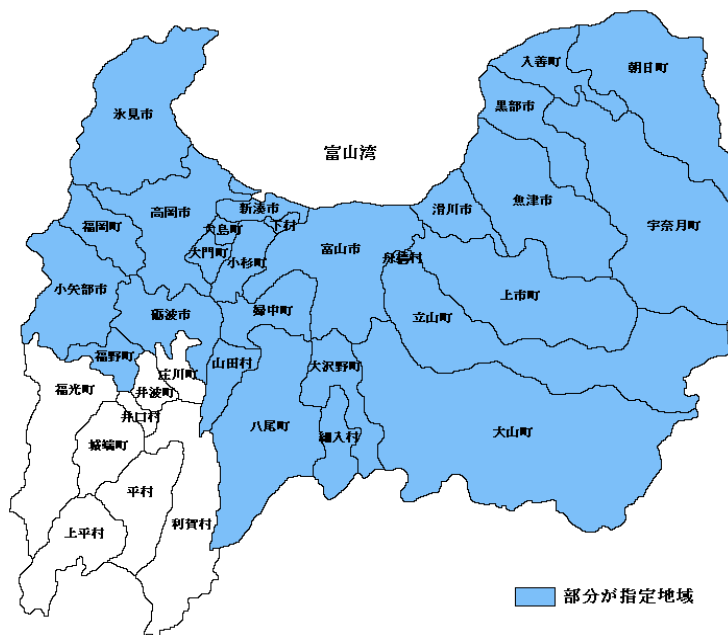
(1) 指定地域

住居が集合し、交通量が多い地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、富山県内では図1.3.3のとおり、積雪地帯を除く16市町村が指定地域（ただし、旧庄川町、旧城端町、旧平村、旧上平村、旧利賀村、旧井波町、旧井口村、旧福光町区域を除く）として指定されています。

(2) スパイクタイヤの規制

スパイクタイヤ粉じんを発生させないように努めることが原則となっており、特に指定地域内では積雪または凍結の状態にない道路において平成3年4月1日からスパイクタイヤの使用が禁止されました。

図 1.3.3 スパイクタイヤの使用が規制されている指定地域



注 市町村の区域は、平成16年3月31日における行政区分による。平成17年11月1日における行政区分は次のとおりである。

富山市、大沢野町、大山村、八尾町、婦中町、山田村、細入村	現富山市
高岡市、福岡町	現高岡市
砺波市、庄川町	現砺波市
城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町	現南砺市
新湊市、小杉町、大門町、下村、大島町	現射水市

10 工場・事業場の監視指導

(1) 大気汚染防止法等に基づく監視指導

大気汚染防止法及び富山県公害防止条例の対象工場・事業場（中核市である富山市（旧富山市区域）を除く。）について立入調査を実施し、排出基準等の適合状況及び対象施設の維持・管理状況や届出状況について調査・指導を行いました。

なお、ブルースカイ計画に基づく対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況についても調査・指導を行いました。

16年度の立入調査状況は、表1.3.15のとおりであり、基準の適合状況については68工場・事業場（329施設）、届出確認については、60工場・事業場（447施設）を調査し、そのうち18工場・事業場について指導を行いました。

表 1.3.15 大気関係立入調査状況（16年度）

業種 区分	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	その他	合計
	基準の適合状況	ばいじん		1 (1)	2 (2)	1 (1)					3 (4)	2 (2)					4 (5)		1 (1)
有害物質及び有害ガス					11 (168)					1 (2)			6 (97)			4 (5)			22 (272)
燃料中の硫黄分		1 (3)	5 (7)		5 (7)		2 (2)	5 (5)	1 (1)		2 (2)	1 (2)		1 (1)		4 (5)		5 (6)	32 (41)
小計		1 (3)	5 (7)	1 (1)	2 (2)	17 (176)	0 (0)	2 (2)	5 (5)	1 (1)	4 (6)	4 (4)	1 (2)	6 (97)	1 (1)	0 (0)	12 (15)	0 (0)	6 (7)
届出確認	ばい煙発生施設	1 (1)	3 (8)	5 (7)	2 (3)	12 (134)		2 (4)	6 (66)	3 (63)	6 (65)	3 (13)		2 (19)	1 (5)	1 (2)		2 (2)	49 (392)
	堆積場等の粉じん発生施設							9 (47)										2 (8)	11 (55)
	小計	1 (1)	3 (8)	5 (7)	2 (3)	12 (134)	0 (0)	2 (4)	15 (113)	3 (63)	6 (65)	3 (13)	0 (0)	2 (19)	1 (5)	1 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (8)
合計	2 (4)	8 (15)	6 (8)	4 (5)	29 (310)	0 (0)	4 (6)	20 (118)	4 (64)	10 (71)	7 (17)	1 (2)	8 (116)	2 (6)	1 (2)	2 (15)	2 (2)	8 (15)	128 (776)
指導件数	2	1	4	0	2	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	1	2	18

注 表中の数値は工場・事業場数、()は施設数である。

(2) ダイオキシン類発生源の監視指導

ア 県の立入検査・測定

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設について、16年度は、大気基準適用施設を有する28工場・事業場について立入検査を実施するとともに、排出ガス（15工場・事業場）のダイオキシン類濃度を測定しました。

その結果は、排出ガスについては0.027～5.2 ng-TEQ/m³_Nであり、全ての工場・事業場で排出基準（5～10ng-TEQ/m³_N）を下回っていました。

イ 設置者による測定結果に対する指導

(ア) 排出基準等超過の事業者

a 排出基準超過の事業者

16年度の報告では、大気基準適用施設からの排出ガスに係る排出基準を超過した施設及び事業場はありませんでした。

b 処理基準超過の事業者

ばいじん等については、2工場・事業場（2施設）が処理基準（3 ng-TEQ/g）を超過していましたが、1工場・事業場（1施設）については、廃棄物処理法に基づき、セメント固化により3 ng-TEQ/g以下となるよう適切に処理されていました。

また、残る1工場・事業場（1施設）についてもセメント固化等により適切に処理を行うよう指導しました。

表 1.3.16 事業者の自主測定結果の概要（16年度）（中核市である富山市を除く。）

区 分	報告対象施設数	報告施設数	事業者の測定結果
排出ガス	167 (120)	153 (107)	0 ~ 7.9 ng-TEQ/m ³ _N
ばいじん等	121 (104)	108 (91)	0 ~ 46 ng-TEQ/g

注 () 内の数値は、工場・事業場数である。

(3) その他技術相談・指導

砺波市内の電気機械器具製造工場周辺において農作物の生育不良がみられ、砺波市からの技術的な協力要請を受け、県と砺波市が連携して立入調査を実施し、適切な排出ガス対策を講ずるとともに、公害防止協定の見直しを指導、助言しました。